	令和3年度 第18回 横浜市環境影響評価審査会 会議録
日時	令和3年12月21日(火) 9時30分~11時43分
開催場所	横浜市役所18階 みなと4・5会議室
出席委員	奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、上野委員、五嶋委員、片谷委員、酒 井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、 宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、田中稲子委員
開催形態	公開(傍聴者 10人)
議 題	1 (仮称)深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書について 2 (仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書について 3 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について 4 (仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について 5 アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書について
決定事項	令和3年度第17回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する

議事

1 令和3年度第17回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。

2 議題

- (1)(仮称)深谷通信所跡地公園整備事業、(2)(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業 について
 - ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。
 - イ 質疑、特になし
 - ウ 補足資料について事業者が説明した。
 - 工 質疑

【奥会長】

御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、委員の方から御質問や御意見を頂戴したいと思いますが、最初に藤倉委員が 10 時半には退室されないといけないと伺っておりますので、先に御意見をお願いいたします。

【藤倉委員】

はい、ありがとうございます、2点あります。

まず「水質・底質」で、調査地点を増やしていただいたこと(補足資料 12)は大変ありがたく思うのですが、次回の回答となっている(指摘事項等一覧の)「土壌」の「7-3」で指摘した通り、今判明している産業廃棄物の最終処分場以外に、この地点、この場所には、広範囲に廃棄物が埋められていると思われますので、次回、その場所等をお示しいただくことになっていると思いますので、それを踏まえて、さらに地下水調査地点などを増やす可能性があるということを、意見として申し上げたいと思います。今、(画面で)共有いただいている図(補足資料 12 図 12-1)の最終処分場以外のところで、ボーリング調査結果で廃棄物だということが示されていますので、それがどこで何が埋まっているのかを見た上で、例えば東側とか南側に、もう少し地点を増やさないといけないのではないかと思っています。

それから、2点目は「悪臭」について、これは対応いただいてありが とうございました。もし可能であれば、(補足資料 14 表 14.1 の) 順番 を逆にして「臭気指数」を上に書いて、「特定悪臭物質」を下に書いて いただいた方が分かりやすいかなと思います。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。今、御指摘のあった2点、いかがですか。今、御回答いただける範囲でお願いいたします。

【事業者(公園)】

まず1点目でございますけれども、現在、庁内の所管部署と聞き取り調査等を行っておりますので、その結果を含め、次回にお示しをさせていただければと考えております。

2点目は、御意見として承らせていただきたいと思います。以上でございます。

【奥会長】

はい、では、藤倉委員よろしいですか、それで。

【藤倉委員】

はい、よろしいです。

【奥会長】

はい、ありがとうございました。それでは、他の委員の方、いかがでしょうか。挙手をしていただければ指名させていただきます。はい、藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】

はい、よろしくお願いします。「動物」と「植物」調査の調査範囲に ついてのところ(補足資料 11)で、御質問をさせていただきたいと思い ます。とりあえず、(補足資料5の)図に示していた場所以外、全域も 調査されるということではあるのですけれども、やはり今回の計画地の 中で一番肝となる部分が、中央の立入禁止区域(囲障区域)の中ではな いかと思います。その中に、メインのルートであるとか、トラックの設 置場所とかですね、そういうものが含まれていないというのは、やっぱ り本当に正確なデータが出るのかという気もしますので、「補足的な調 査として全域をやります」ではなくて、そのルートであるとか、スポッ トの場所であるとか、鳥のスポットはいいのですけれど、捕獲ですよ ね、捕獲場所であるとか、そういうものは、やはり樹林地には、立入禁 止区域の中も (調査対象に)入れる必要があるのではないかと思いま す。特に、樹林地、その立入禁止区域の中央の森林がある部分の中に、 ヨシかオギか、そういう草地がありましたので、そういう場所について は、囲障区域の中で実際に捕獲、トラップを仕掛けないと、囲障区域外 でやっても取れないと思うのです。そうすると、囲障区域中の生物相と いうのが把握できないと思いますので、是非、調査地点を囲障区域の中 に設けるように検討していただきたいと思います。

あと、水路、「水生生物」の調査についても、一応水路等をやっていただいている(補足資料 14 図 11-5)のですけれども、立入禁止区域の中に防火用水か何か、いくつか水辺環境があったと思います。その航空写真で撮っていますけれども、そこは是非やっていただきたいと思いますので、それも調査項目を加えていただきたいと思います。

あと、「草地」、一般者からの御意見で、(対象事業実施区域の南側の)草地の中に水辺環境ができるという話(公園整備事業 意見書の概要の表 2(5)の 2 段目)もあって、何かドジョウみたいなものがいるという話もあったので、そういう場所も落とさないように調査できるような体制を作っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。事業者の方から御答えはありますか。

【事業者(公園)】 はい、御意見ありがとうございます。今の御意見を踏まえまして、中

央の立入禁止区域について密に調査していきたいと思います。御意見、 ありがとうございました。

【奥会長】 はい、藤井委員、調査地点も明確にして欲しいという、そういう御要望だというふうに理解してよろしいですか。補足をしていただく必要がありますか、補足説明。

【藤井委員】 そうですね、調査ルートも、是非、その中に取り込むように、特に鳥の、例えばルート2(補足資料11図11-2)ですよね、ルート2が(囲障区域の)外周になっているのですけど、それを(囲障区域の)中を通すとかですね、そういう配慮を、変更を検討していただきたいと思いますので、是非、その変更後のこういうふうにします、というのも、是非、示せるのであれば示していただきたいと思います

【奥会長】 はい、そういう御要望ですね。事業者の方、御検討をお願いしたいと 思いますが、よろしいですか。

【事業者(公園)】 はい、分かりました。

【奥会長】 はい、それでは上野委員と、その後に田中修三委員、お願いします。 どうぞ、上野委員。

【上野委員】 (補足資料の)13番の「騒音」「振動」のところで、今回4地点、追加いただけるということで、ありがとうございました。(補足資料の)10番の項目でも、外周道路の近接する住宅等へ配慮ということを書いていただいていますので、是非、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

すごく細かいことで恐縮ですが、この図(補足資料 13 図 13-1)の下のところの凡例と言うのですかね、ちょっと文字の入れ方がずれてしまっていて、多分、これは元々の地点が黒線でみたいな、予測地点というところですね、ここがずれてしまっているので、そこだけちょっと、気づいたのでお伝えします。以上です。

【事業者(公園)】 ありがとうございます。申し訳ありません。ずれておりました。

【奥会長】 はい。

【事業者(公園)】 黒い線が方法書記載の予測地点(地点1,2)で、赤い点が追加予測地点(地点A~D)です。オレンジの用途地域の表記が消えてしまっているので、この辺は修正いたします。

【奥会長】 はい、お願いいたします。上野委員、よろしいでしょうか。

【上野委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。では、田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 はい、補足資料の 12 ページを出していただけますか。「地下水」の調査地点も入っている図(図 12-1)ですが…。地下水の評価項目(細目「地下水の水質」)の中に入れて、調査していただけるということは、大変いいと思いますが、この地点の 5、6、7、8ですね、四角い赤記号ですけれども、これはどういう経緯で、こういう地点を選ばれたのか、説明をお願いしたいのですが。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

【事業者(公園)】 補足で説明いたします。地点 5 、6 が西側廃棄物処分場跡地の上流、下流とし、上流として地点 5 番、それから下流として地点 6 番ということで設定をさせていただいております。処分場跡地を通る前が上流で、そして通った後の一番その汚染がですね、広がる影響があるであろうと

いうとこで6番ということで、設定させていただいて、同じように東側の最終処分場跡地の上流側で影響がないところで地点7、それから、その中を通って、廃棄物処分場を通過して、地下水になっている地点8を下流側として、この4地点を、設定をさせていただいております。

【田中修三委員】

はい、ある程度地下水流を考慮されて、地点を選ばれているのでしょうか。上流と下流とおっしゃったのは。

【事業者(公園)】

そうです、はい。

【田中修三委員】

地下水流を見ていらっしゃるのですね。

【事業者(公園)】

はい。

【田中修三委員】

分かりました。それと、市民の方の意見だと思うのですが、外周道路のD地点で、D地点に何か廃棄物を埋められているところがあるというような意見があった(公園整備事業 意見書の表 2(6) の1段目)と思うのですが、この図(補足資料 12 図 12-1)でいうと、どの辺ですか。

【事業者(公園】

(意見書にある) B-3 という区域はですね、2 か所、北側と南側にございます(公園 方法書 p. 2-11)。

【田中修三委員】

はい。

【事業者(公園】

外周道路Dは(外周沿いに)ずっとありまして、2か所考えられる場所がありまして、北側の方の(産廃跡地と)接する場所、もしくは、南側の方の(産廃跡地と接する)箇所かなということで、まだ場所については特定できていませんので、今後、確認をしていきたいなというふうに思っています。

【田中修三委員】

その地点は、指定区域にはなっていないのですね。

【事業者(公園】

この意見書の内容でいきますと、なっていないというような御指摘なのかなというふうには捉えているのですけれども。

【田中修三委員】

はい、情報が分かりましたら、委員の方や私にも持ってきていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。先程、藤倉委員からも御指摘がありましたね。既に特定されている産廃の跡地以外にも、このエリアにはあるのではないかということで、そこの状況が分かりましたら、また随時、情報提供をお願いしたいと思います。

それでは、他の委員の方、いかがですか。横田委員、どうぞ。

【横田委員】

3点ほど、お伺いさせていただきたいと思います。

1つは、住民意見にありました「文化財」(公園整備事業 意見書の概要の表 2(6))ですけれども、私は専門ではなくて、文化財としての価値は分からないのですけれども、ただその文化財として戦争遺跡があることが、環境の残り方であるとか、人と自然との触れ合いにも関わってくるであろうというような考えから、質問させていただきたいのですけれども、この海軍通信隊の戸塚分遣隊という遺構があるということが、事業者の方でどれぐらい認識されていて、こちらは試掘調査を行うということですけれども、試掘調査を行うのであれば、項目選定する必要はないのでしょうか、ということをお伺いできればと思います。

【奥会長】

まず、お答えいただきますか。

【横田委員】

そうですね。

【奥会長】

はい、事業者の方、お願いします。

【事業者(公園)】

「文化財」の試掘につきましては、文化財の担当部署の方で確認を行

っている、というようなことになりますので、こちらの手続きと平行となるかというところは、今後、調整になろうかと思いますけれども、まだ時期的な調整はこれから、というような形になってございます。

【横田委員】

項目選定をされなくて良いのですか、ということが気になったのですけれども。

【事業者(公園)】

「文化財」の方の試掘の詳細がまだ決まっておりませんので、その試掘のタイミングによって、こちらの環境アセスの方で項目「文化財等」を選定しなければいけないような状況になりましたら、変更させていただければと思いますが、いずれにしましても試掘の実施時期との調整かなというふうに考えております。

【横田委員】

準備書で追加調査の状況を、項目選定した結果を載せるというような 形になるのでしょうか、もし項目選定された場合は。

【事業者(公園)】

当該の所管部署と調整をしながら、選定する場合は準備書で記載をさせていただきたいと思います。

【横田委員】

はい、分かりました。では、2点目ですけれども、3点目と合わせて御質問しますと、先程の「湿地」が夏場だと思うのですけれども、草地環境の中に創出される、できてくる、というような住民の意見があったと思います(公園整備事業 意見書の概要の表 2(5) の2段目)。これが、かなり草刈の状況と関連してくるのではないか、と思うのですけれども、この調査時期と草刈の関係を、はっきりさせておいていただくべきではないかなと…。具体的に申しますと、やはり、夏期の草刈前(のデータ)をきちんと取ることをお願いできないかということが2点目です。

合わせまして、3点目は、指摘事項等一覧の2-5、2-6の草地環境の保全、再生に関することなので、まだ検討中の項目もあろうかと思いますけれども、工事が長期にわたるということで、段階的に整備されていく中で、草地を保全するエリアを特定して、ある程度、その保全サイトをモニタリングする調査という形で、調査を実施するエリアもあるのではないか、と思うのです。特に、東側、北東側は、最後に整備がされるということで、そういったところでは、やはり、保全のあり方を見越した調査が必要ではないか、と思うのですけれども、そのあたりの段階的な整備の中でのこの調査地点の選定の仕方というのを、もう少し御説明いただけるとありがたいなというふうに思いました。いかがでしょうか。

【奥会長】

はい、いかがでしょうか。この2点まとめて。

【事業者(公園)】

調査時期について、草刈前にやるべきという御意見ですけれども、逆に聞かせていただいて恐縮ですけれども、草刈後は必要ないという解釈でよろしいでしょうか。

【横田委員】

草刈前と草刈後の比較をすることは有意義ではないか、と思いますけれども、草刈が、おそらくその生態系の管理において、大きな影響をしているのではないか、というふうに思います。現地視察をさせていただいたとき(令和3年11月)に、かなり刈り払われた後だったと思うのですけれども、あれが定常状態かというと、やはり夏場にはもう少し草地の変化が大きい環境ができていると思うのです。ですので、やはり、その状態はきちんと(データを)取っていただきたいというのがお願い

事項になります。

【事業者(公園)】

分かりました。(2点目の)草刈前後で調査ということにつきましては、持ち帰り検討させていただいて、後日、御報告をさせていただければと思います。

また、3点目でございますけれども、工事が長期間にわたるため、段階的な工事ステップ、そういったところを含めた形での検討を、という御意見だったかと思います。こちらにつきましては、工事の施工計画等、まだこれから検討する段階でございますので、こちらにつきましても、どういったふうに検討ができるかというのを、持ち帰らせていただいて、御報告をさせていただければと思います。

【横田委員】

はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【奥会長】

はい、よろしいでしょうか。それでは、藤井委員、手を挙げてらっしゃいますね、お願いします。

【藤井委員】

すみません、追加でお願いいたします。今、横田委員の御説明にもあったように、草刈前と草刈後は是非比較して欲しいなと、鳥の面からもお願いしたいと思います。逆に、草刈前であれば、昆虫類とか、そういう生物相の結果が変わってくると思いますし、草刈後であれば、鳥類が結構餌を採りに入ってくるので、またそれで変わってくると思いますので、もしできることであれば、前後比較していただきたいというのが1点です。

もう1点、別件ですけれども、一般者からの御意見の中に、電灯を増やして明るくしてほしいという御意見があった(公園整備事業 意見書の概要の表 2(3)の4段目)と思うのですが、その場合に使う周波数ですね。昆虫とかが、あまり誘引されないようなものをできるだけ検討していただきたいと思います。それによって、その街灯、たくさんある街灯に昆虫が誘引されてしまうと、生態系が結構攪乱されてしまうので、その点は今後の話だと思いますので、是非検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

【奥会長】

はい、よろしいでしょうか、事業者の方。

【事業者(公園)】

また質問で恐縮ですけれども、草刈前後の調査について、当該年度、即ち同じ年度に調査をしないと駄目なのか、年度が変わってしまっても、例えば今年は草刈前の調査、来年は草刈後の調査という方法でもいいのか悪いのか、というところの御意見を頂戴できればと思います。

もう1点、昆虫を誘引しない光ということでございますけれども、具体的に、現在、考えられる照明器具としては、どんなものがあるかというのを、御教示いただけると大変ありがたいのですけども、不勉強で申し訳ないですが。

【藤井委員】

はい、草刈前と後の話は、横田委員にも意見いただいた方がいいと思うのですけれども、可能であれば、同じ年度でやるのが一番比較もしやすいし、良いと思います。特に、鳥類の観点から言うと、年によってそこにいる鳥は変わってきますので、同じ年にやるのが一番ベターで、それを複数年またがってやるのが一番いいのかと思います。ただ、ボリュームの点でできる、できないもあると思いますので、絶対というよりも、そう言っていただきたいというのが、鳥の点からの御意見です。あとは、横田委員の方からも御意見いただければと思いますけれども。

あと、街灯については、私も具体的にこれですとは言えないのですけれども、最近は LED だとか、虫を寄せ付けないものというのは、高速道路とか、かなり普通に出回っているという情報が入っていると思いますので、その点は調べていただければと思います。私の方でも具体的にこれでお願いしますと言えないので申し訳ないのですけれども、調べていただければすぐ分かる情報だと思いますので、よろしくお願いします。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。横田委員も何かございますか。

【横田委員】

はい、ありがとうございます。私も藤井委員と同じ意見でして、同じ年の中で前後を見た方がより良いというふうに考えております。特に、昆虫類等は、草刈によって一時的にその周辺の草地に生息場所を移して、また草地が回復してくる過程でそこに再定着するというような分散と、また新たな生息地への移入が、繰り返されているような環境だと思うのです。それが年を経てしまうと、バックグラウンドが変わってしまうので、やはりそのプロセスが見えにくくなってしまいます。そういう意味では、同じ年に前後を見ていただきたいなというふうにお願いしたいと思います。

【奥会長】

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか、事業者の方。はい。

【事業者(公園)】 【 奥 会 長 】

はい、ありがとうございます。他に手を挙げてらっしゃる方、いらっしゃいますね。では、酒井委員、その後に宮澤委員、お願いします。

【酒井委員】

今の年度を跨いでいいかどうかの話、「植物」は、極端に年によって違いがあるということはなかろうかと思うのですけども、特に、初夏の頃はフェノロジー(生物季節)の都合で優占種が短期間に入れ替わるということが起きて、草刈のタイミングが、そのフェノロジーのタイミングが、年を跨いで同じだったら、前後の比較というのは年を跨いでやっても大差ないと思うのですけれども、そこがずれると、違いが草刈りの影響なのか、それともフェノロジーの都合なのか、生物季節ですね、生物季節のその年によるずれの影響なのか、というのが分かりにくくなるので、できれば、同じ年の草刈り前後で調査するのが望ましいというふうに思います。はい、よろしくお願いします。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】

よく分からないので教えて欲しいのですけれども、今、草を刈る時期、刈らない時期ということで、提案でございますが、そういう生態系もあるのだと思うのですけど、計画地はかなりのボリュームもあるので、例えば草を刈らない、ここはずっと通年通して草は刈らない、という状況を作ってみたときに、生物相がどういうふうになるかとか、そういうことは、試みるということはどうなのでしょうか。そこの辺りについて、皆さんの意見を伺いたい。

それからもう一つ、これは本当に初歩的なことなので教えて欲しいのですけども、どういう動物相がいる、生息しているのか、ということで調査をするというのですけれども、こういうのは素人目には定点カメラのようなものを何箇所も置いといてやれば、比較的、連続的に調査できるのではないかというのは、当然やっているということなのですかね。その2点を教えてください。

【奥会長】

最初の1点は、藤井委員か酒井委員、横田委員への御質問ということ

だと思いますが。

【宮澤委員】

はい、そうです。

【奥会長】

はい、どうでしょうか。全く草を刈らないで、と言うと。はい、酒井 委員、どうぞ。

【酒井委員】

それは、適切な管理方法を明らかにするという、実験を通じてという、それは結構な話かと思うのですけれども、アセスの手続きでそこまで求めるのはどうかとは思います。興味深いとは思います。

【奥会長】

今現在も草刈は行われていて、また伸びてきたら刈ることを繰り返して管理されているので、そういう状況で草刈の前後の変化を見るということですよね。はい。何か新たな実験を求めるのは、なかなか手続き上難しいのではないかということだと思います。2点目はいかがですか、事業者の方から。

【事業者(公園)】

はい、定点カメラの御提案をいただきました。こちらは検討していきたいと思います。基本的には、カメラは哺乳類とかの調査で使うことが多いですが、今、草刈の影響というのは、おそらく昆虫とか、鳥類なので、その辺については持ち帰って検討したいと思います。ありがとうございます。

【奥会長】

検討されるのですね、カメラによる調査を。

【事業者(公園)】

そうですね、持ち帰って、有効性を検討したいと思います。

【奥会長】

はい、分かりました。はい、宮澤委員、よろしいですか。

【宮澤委員】

あの一点だけ、アセスの手続きの中では限界だという意見が強いようですけれども、私が申し上げているのは、ここはかなり広いので、そういうようなものを、自然の再生みたいなものを、そういうものも試みられることができる余地があるというので、方法書の調査の段階でそういう試みを一部分でもしてみるというのは、比較的面白いのではないかなと思うし、まだアセスの手続きでそれをしてはいけないということにならないような気がするので、可能性として検討してもらえないかということです。

【奥会長】

はい、御要望だということですね。

【宮澤委員】

はい。

【奥会長】

はい、分かりました。そういう御要望があったということで、事業者 の方は御検討ください。

【事業者(公園)】

はい、分かりました。

【奥会長】

はい、藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】

今の宮澤委員からの御意見について、草地については、実験的というよりは、保存できるような、そういうエリアを作ってほしいという意見もあると思いますので、実験をお願いしますというよりは、そういう草地環境、草を刈らない草地環境を残してほしいという要望の方がいいのかなと思いました。

もう1点、自動撮影カメラ、監視カメラとか言われていましたけれども、調査方法としてやられる話ではないかと思います。ただ、事業者の方が言われたように、基本的には哺乳類、中大型哺乳類に対して行う調査方法ですので、ネズミだとか、そういう小型哺乳類であるとか、昆虫だとか、鳥類はいけるかもしれないですけど、かなり得意不得意はあると思います。ですので、私としては、無理に昆虫とかそういうものに対

して、トレイルカメラを検討されるというのはちょっとなくてもいいのかなと思いました。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございました。

【宮澤委員】

すみません、今のですけれども、私も昆虫は考えてなくて、鳥類と哺乳類は、やっぱり鳥類なんかはかなり効果的なんじゃないか、そう思って申し上げました。以上です。

【奥会長】

はい、酒井委員、今の関連ですね。

【酒井委員】

はい、すみません、草を刈らないで草地を維持するのは無理です。ほっとけばどんどん遷移が進んで森林に戻ります。どのようなタイミングで草を刈るかによって、草地の構成する種組成が変わり、構造も変わるという、大雑把に言えばそういうことです。これまで通りの維持と言ったら、手を付けずに管理の仕方もこれまで通りやるという必要があって、いろんな予算の都合とかもあろうかと思うので、なるべくコストをかけずに、且つ望むような形で草地を維持するには、どういうふうに管理、草刈をしていったらいいのかということを、見極めるという意味で、実験も含めて検討をお願いするというのは、建設的な提案かと思います。よろしくお願いします。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。いずれにしても事業者の方で、また今 出された御意見を引き取って、御検討いただければというふうに思いま すので、よろしくお願いいたします。

大分時間をこちらにかけてしまいましたけれども、横田委員で最後に させていただきたいと思います。お願いします。

【横田委員】

すみません、手短に。方法書ということで、調査方法の新しいトライというのは是非検討いただければと思うのですけれども、ドローンを使って、かなり頻度よく草地環境をモニタリングできるような気がしておりまして、今ドローンから非常に多くの情報を得られます。高解像度で得られますし、草地の高さなども算出できたりするのですけれども、そういった新しい、そういう面的な広大な環境の調査方法というのも是非トライしていただけるとありがたいなというふうに思いました。はい、これはコメントです。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。事業者の方、今の御意見も参考にして 調査方法等御検討ください。それでは、ここで打ち切らせていただきま して、事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退室をお願い いたします。

(事業者退室)

才 審議

【事務局】 事務局です。事業者全員、退場いたしました。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。では、審議に入ります。追加で御意見 等ございましたら、お願いしたいと思いますが、何かございますか。大 丈夫でしょうか。非常に活発な御意見を頂戴いたしまして、ありがとう ございました。片谷委員、はい、どうぞ。

【片谷委員】

片谷です、すみません、講義がありまして遅れて参りました。後半の皆さんの御発言と事業者さんの対応、聞いておりましたけれども、かなり前向きに回答はしていただいていると思いますので、委員の皆さんか

らの御指摘も、十分今後も反映させてもらえるのではないかというふうに感じました。私が指摘したことは、私の前に説明があった(補足資料10)と思うのですけども、外周道路に隣接している住宅の関係の配慮ですけれども、保全目標を十分検討してという回答がいただけているので、これで結構だと思います。以上です。

- 【奥会長】 はい、ありがとうございました。他にございますか。よろしければ、 本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。ありがとうござ いました。
 - (3) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について ア 答申(案) について事務局が説明した。 イ 質疑
- 【奥会長】 はい。御説明ありがとうございました。ただいま、答申案について御説明いただきましたけれど、御意見など、ありますでしょうか。ありましたら、挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。事務局の方で、前回いただいた御意見を反映して「答申案」としてまとめていただいておりますが、これで確定させていただいても大丈夫ですか。はい、宮澤委員、どうぞ。
- 【宮澤委員】 御配慮ありがとうございます。先ほど、事務局から、答申案 5 ページ の 2 (1) のところで、「大幅な土地の改変」ということで、(前回の指摘 内容を) 配慮していただいたのだろうと思います。これについては、異議はありません。 ただし、教えて欲しいのですけれど、自然環境が大幅に消失するということで、これに対する「環境保全措置の具体性が乏しい」と、「環境保

ことで、これに対する「環境保全措置の具体性が乏しい」と、「環境保全措置」ということで問題提起されているわけですが、この「環境保全措置」の中には代償も含むと理解すればよろしいのでしょうか。それとも「環境保全措置及び代償」とした方がより明確になるのか、その辺を教えてください。私の中では、相沢川のところに創出する代償環境の部分が非常に具体性に乏しかったので、そのようなことも含めると、(1)のところで「環境保全措置及び代償」とした方が明確になるのか、それとも環境保全措置というのは、そもそもそのようなものも含むのだと、広い概念だからもうこれで十分ではないかということであれば、私は異存ないのですが、そこのところを教えていただければと思います。

【奥会長】 はい、分かりました。どうしますか、事務局から回答されますか。

【事務局】 はい。こちらにつきましては、今回、土地区画整理事業で、基盤整備として大幅な改変が行われることになります。大幅な改変を土地区画整理事業が行い、その後、公園整備事業(区域)で、代償措置といいますか環境を復元していくような流れになってまいりますので、土地区画整理事業としては、できるだけ創出するということで、公園整備事業と調整というものが出てまいりました。その流れになってくるかと思います。補足しますと、基本的には、環境保全措置については色々ありますので、その中の一つとして代償措置があるという考えでよろしいかと思い

【奥会長】 はい、私もそれで良いと思います。

【宮澤委員】 了解しました。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。 (特になし)

【奥会長】 はい。では、修正はなしということで、事務局が作成した答申案の「案」をとりまして、確定することにさせていただきますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

【奥会長】 はい、皆さんうなずいてくださっておりますので、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。では、本件に関する審議はこれで終了といたします。

(4)(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について ア 答申(案)について事務局が説明した。

【奥 会 長】 はい、ありがとうございました。では、今、御説明いただいた答申 (案) について、御意見等はございますでしょうか。どうですか。は い、片谷委員どうぞ。

【片谷委員】 はい。今、御説明がありました例の災害時の機能との関係の文言を足していただいたところですが、事務局の案のとおりで、私は全く異論ありません。

【奥 会 長】 はい、このとおりで大丈夫だということですね。ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。

今、ちょうど(画面に)出ていますけれども、地域特性の文章の2行目、ここは242 ヘクタールのままで大丈夫ですか。先ほど何か248に(土地)区画整理事業のほうは修正されていましたが。

【事務局】 はい、変更になっていますので、変更させていただきます。

【奥会長】 変更ですね。では、約248~クタールということになりますか。

【事務局】 確認しますけれども、基本的に(土地)区画整理(事業)が248なので、変更したいと思います。

【奥 会 長】 はい、分かりました。ありがとうございます。他はどうでしょうか。 (審査) 意見のほうのページを出していただいていいですか。審査意見 (「1事業計画」)の(2)の文章ですけれども、「土地区画整理事業によって消失する」のほうが日本語としてはいいかなと思います。「消失する 環境の代償措置として」もしくは「土地区画整理事業によって失われる」とか、どちらかですかね。「土地区画整理事業によって消失する」でよろしいですか。他の委員の方も皆さんうなずいてくださっていますか。はい、細かいところですがそのように修正してください。他はどうでしょう。大丈夫でしょうか。

はい、手を挙げられている方がいらっしゃらないようなので、では、242 ヘクタールを 248 に正確な数字に直していただくのと、それから審査意見(「1事業計画」)の(2)「土地区画整理事業によって消失する」というふうに直していただくということで、それを前提として、答申として確定させていただいてよろしいですか。

【事務局】 事務局から、よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。

【事務局】 今の区域の面積の話でございますが、確認したところ、この(「第2地域の特性」の)最初の文、(返還された)旧上瀬谷通信施設の地区と

いう形ですと、実は 242 ヘクタールであって、先ほど御説明した(土地)区画整理(事業)の、対象事業実施区域ということで取り方が違いました。今回の場合は、跡地の説明ということですので、ここは 242 ヘクタールでよろしいという形になっております。

【奥 会 長】 そうですか。分かりました。そうであれば、大丈夫ですね。

【事務局】 はい、失礼いたしました。

【奥会長】 分かりました。では、242~クタールはそのままということですね。

【事務局】 はい。

【奥 会 長】 はい。では、審査意見(「1事業計画」)の(2)のところだけ、文言修正を加えていただいて、それで答申として確定することでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。では、本件に関する審議はこれで終了といたします。

(5) アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類 事業判定届出書について

ア 前回、御欠席委員の御意見について事務局が説明した。

【事務局】 前回の指摘事項等の御説明に入る前に、前回の審議において御欠席で した片谷委員と藤倉委員に意見を伺うようにとなってございましたの で、両委員に御意見を確認してございます。両委員からは問題ないとい う意見をいただいてございます。

ただし、片谷委員の方からは、1つ追加で意見をいただいてございます。内容を紹介させていただきます。「類似施設に関するデータを見る限り、問題となるレベルではないです。ただ、取り扱う廃棄物の品目は示されていますが、量的な関係が示されていないため、極端に偏りが生じたような場合には、排ガス性状が大きく変化する可能性があります。施設の運用にあたっては、既存施設における焼却廃棄物の管理運用実績等を参考にして、排ガス性状に大きな変化が生じないような運用に努めてください。」ということでございました。これに関しましては、事務局から事業者の方にきちんと伝えてまいりたいと考えております。

イ 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

ウ質疑

【奥 会 長】 はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対して御質問等ございますか。大丈夫でしょうか。

質問がないようでしたら、事務局に今後の進め方について確認したい と思います。

【事務局】 はい。本件の今後の予定ですけれども、これまで御質問、御指摘いただいた事項につきましては、事業者が全て説明しておりますので、今後、補足が必要な事項はございません。

そのため、次回ですが、事務局にて、これまでの審議内容を踏まえま して答申案を作成いたします。

つきましては、答申案の方向性でございますが、それについて御審議 いただければと思います。

工 審議

【奥 会 長】

はい、分かりました。

答申案の今後の方向性について、それでは、御意見をいただければと 思います。

事業者からの今までの説明では、総じて本事業による相当程度の環境 影響を及ぼすおそれはないという説明がありまして、それを受けて委員 の皆様にも御審議をいただいております。改めて、委員の皆様に確認い たしますけれども、相当程度の影響を及ぼすおそれはないということ で、第2分類事業の判定基準に基づいて、その先のフルアセスに進む必 要はないという、そういう結論でよろしいでしょうか。

それを前提にした答申案を、事務局で準備してもらうということでよろしいかどうか、確認したいと思います。いかがですか。異論のある方は挙手をお願いしたいと思いますが、手は挙がっていないようですね、大丈夫ですか。では、フルアセス不要ということで、その方向で答申案を作ってもらうことにさせていただきます。よろしいですね。ありがとうございます。では、事務局の方は、フルアセスに進む必要はないという方向での答申案の作成を、お願いいたします。

【事務局】

分かりました。

【奥会長】

はい、ありがとうございました。それでは、他に何か全体を通して、 もしくは、何か御発言されたいことはございますか。特に無いようであ れば、本件に関しても審議はこれで終了となります。では本日の審議内 容につきましては会議録案で御確認いただくということでお願いいたし ます。本日予定されておりました議事、すべて終了いたしましたので、 事務局にお返しします。

【事務局】

それでは、本日の審査につきましては終了いたしました。傍聴の方は 御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

資 料

- ・(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 (仮称) 深谷通信所跡地墓園整 備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料
- ・(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 方法書に対する意見書の概要 及び都市計画決定権者の見解 事業者資料
- ・(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 方法書に対する意見書の概要 及び都市計画決定権者の見解 事業者資料
- ・(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備 事業 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明 事業者資料
- ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書に係る 答申(案) 事務局資料
- ・(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に係る答 申(案) 事務局資料
- ・アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書に関する指摘事項等一覧 事務局資料